

○富谷市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和4年3月15日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、富谷市犯罪被害者等支援条例（令和4年富谷市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次項で定めるもののほか、条例における用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡した者又は傷病の被害を受けた者をいう。
- (3) 傷病 医師の診断により療養の期間が1月以上を要する心身の負傷又は疾病をいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記載されているものをいう。

(支援金の給付対象者)

第3条 条例第7条の規則で定めるものは、犯罪被害者等のうち、犯罪行為により死亡した者（市民及び市長が市民に準ずる者と認めた者に限る。以下同じ。）の遺族である市民又は犯罪行為により傷病の被害を受けた市民とする。

(支援金の種類及び額)

第4条 支援金は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定める者に給付する。

- (1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した者の遺族である市民（以下「遺族」という。）
- (2) 傷病支援金 犯罪行為により傷病の被害を受けた市民
- (3) 死体検案費用支援金 第1号に規定する者

2 前項各号に定める支援金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 遺族支援金 30万円
- (2) 傷病支援金 10万円

(3) 死体検案費用支援金 上限10万円(死体検案書料を除く死体検案に要した費用)

3 傷病支援金を支給された犯罪被害者が、当該傷病の起因する犯罪行為により死亡したときは、前項第1号に規定する遺族支援金の額から、当該犯罪被害者に支給された傷病支援金の額を控除して得た額を遺族支援金として当該犯罪被害者の遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族支援金及び死体検案費用支援金の給付を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含む。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族支援金及び死体検案費用支援金の給付を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(傷病支援金への適用)

第6条 傷病支援金の給付対象者が、犯罪行為による傷病の被害によって心神喪失の状態の場合、当該傷病支援金の給付を受けことができる者については、当該犯罪被害者が犯罪行為による被害を受けた時において、前条の規定を適用する。

(給付の制限)

第7条 市長は、次に掲げる場合には、支援金を給付しないことができる。

(1) 犯罪被害者又はその遺族と加害者との間に同居の関係又は親族関係(第5条第1項各号に掲げる者である関係をいう。)があるとき。

(2) 犯罪被害者又はその遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があるとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又はその遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でないとき。

(遺族支援金の給付申請)

第8条 遺族支援金の給付を受けようとする者は、遺族支援金給付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 遺族支援金の給付を受けようとする者の住民票の写し

(3) 遺族支援金の給付を受けようとする者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍謄本又は抄本

(4) 遺族支援金の給付を受けようとする者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものであるときは、その事実を認めることができる書類

(5) 遺族支援金の給付を受けようとする者が配偶者以外であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(6) 遺族支援金の給付を受けようとする者が犯罪被害者の収入によって生計を維持していた遺族であるときは、犯罪被害者が死亡した時に当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(傷病支援金の給付申請)

第9条 傷病支援金の給付を受けようとする者は、傷病支援金給付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 傷病を受けた日、療養に要する期間及び傷病の状態に関する医師の診断書の写し

(2) 傷病支援金の給付を受けようとする者の住民票の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 第6条の規定により傷病支援金の給付を受けようとする者は、前項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、前条第3号及び第4号又は第5号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(死体検案費用支援金の給付申請)

第10条 死体検案費用支援金の給付を受けようとする者は、死体検案費用支援金(様式第3号)を第8条に規定する遺族支援金の給付申請に併せて、死体検案に要する費用が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支援金の申請期限)

第11条 前3条の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、当該期間内に申請をしないことについて市長がやむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(支援金の給付決定)

第12条 市長は、第8条から第10条までの規定による申請があったときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、犯罪被害者等支援金給付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第13条 前条の規定により支援金の給付の決定を受けた者が当該支援金を請求するときは、市長が定める日までに犯罪被害者等支援金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(報告等)

第14条 市長は、必要に応じて、申請内容その他提出された書類について支援金の給付を受けた者から報告を求め、及び職員に調査することに同意を求めることができる。

(給付決定の取消し等)

第15条 市長は、第12条の規定により支援金の給付の決定を受けた者が、偽りその他不正な申請であること又は第7条各号のいずれかに該当することが半明した場合は、当該決定を取り消すことができる。この場合、既に給付された支援金については返還を求めるものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

富谷市長 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

犯罪被害者  
との続柄 \_\_\_\_\_

### 遺族支援金給付申請書

次のとおり遺族支援金の給付を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分ごろ	
犯罪行為が行われた場所			
犯罪被害者	ふりがな 氏 名		
	生年月日	年 月 日	日生
	犯罪行為が行われた 当時の住所		
	死亡年月日	年 月 日	
被害の発生状況			
傷病支援金の給付の有無		有	無
取扱警察署及び被害届の受理番号		年 月 日 第 号	警察署
他の 第1 順位 遺族	氏 名	犯罪被害者 との続柄	住 所
備 考			

（状況調査に係る同意確認事項）

申請内容その他提出書類に係る犯罪被害等の状況調査にあたり、市職員が警察署その他関係機関において調査等を実施することについて同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

年 月 日

富谷市長 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

犯罪被害者  
との続柄 \_\_\_\_\_

**傷病支援金給付申請書**

次のとおり傷病支援金の給付を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害者	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	犯罪行為が行われた 当時の住所	
被害の発生状況		
傷病を受けた日		(犯罪行為が行われた日以外の日) 年 月 日
傷病の状態		
取扱警察署及び被害届の受理番号		年 月 日 第 警察署 号
備 考		

(状況調査に係る同意確認事項)

申請内容その他提出書類に係る犯罪被害等の状況調査にあたり、市職員が警察署その他関係機関において調査等を実施することについて同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

年 月 日

富谷市長 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 ふりがな  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 犯罪被害者  
 との続柄 \_\_\_\_\_

**死体検案費用支援金給付申請書**

次のとおり死体検案費用支援金の給付を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分ごろ	
犯罪行為が行われた場所			
犯罪被害者	ふりがな 氏 名		
	生年月日	年 月 日	日生
	犯罪行為が行われた 当時の住所		
	死亡年月日	年 月 日	
遺族支援金給付の申請日		年 月 日	
取扱警察署及び被害届の受理番号		年 月 日 第	警察署 号
他の 第1 順位 遺族	氏 名	犯罪被害者 との続柄	住 所
備 考			

（状況調査に係る同意確認事項）

申請内容その他提出書類に係る犯罪被害等の状況調査にあたり、市職員が警察署その他関係機関において調査等を実施することについて同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

第 年 月 日 号

様

富谷市長

**犯罪被害者等支援金給付決定通知書**

年 月 日付けで給付申請のありました支援金については、次のとおり決定しましたので通知します。

支援金の種別	金 額
<input type="checkbox"/> 遺族支援金	円
<input type="checkbox"/> 傷病支援金	円
<input type="checkbox"/> 死体検案費用支援金	円

※ 次に該当する場合は、給付決定を取り消し、既に給付を受けている支援金については返還していただきます。

- (1) 申請の際に偽りその他不正があったことが判明した場合
- (2) 給付決定後に規則に定めにより支援金が給付されないことが判明した場合

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

富谷市長 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

犯罪被害者  
との続柄 \_\_\_\_\_

**犯罪被害者等支援金請求書**

年 月 日付けで給付決定のありました支援金については、下記のとおり請求します。

記

**1 請求額**

支援金の種別	<input type="checkbox"/> 遺族支援金 <input type="checkbox"/> 傷病支援金 <input type="checkbox"/> 死体検案費用支援金
請 求 額	円

**2 振込先**

金融機関名	銀行・郵便局 農業協同組合 信用金庫	本店・支店
口座番号	1 普通 2 当座	
フリガナ		
口座名義人		

※ 請求者（申請人）と振込先口座名義人は同一人としてください。

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第13条関係)